# IBM

IBM BladeCenter S Type 7779/8886 保証およびサポート情報



# IBM

IBM BladeCenter S Type 7779/8886 保証およびサポート情報

#### お願い -

本書および本書で紹介する製品をご使用になる前に、25ページの『特記事項』に記載されている情報、および IBM Documentation CD に収録されている「IBM Safety Information」と「IBM Systems Environmental Notices and User Guide」をお読みください。

本装置は、高調波電流規格 JIS C 61000-3-2 に適合しています。

本製品およびオプションに電源コード・セットが付属する場合は、それぞれ専用のものになっていますので他の電気機器には使用しないでください。

お客様の環境によっては、資料中の円記号がバックスラッシュと表示されたり、バックスラッシュが円記号と表示されたりする場合があります。

IBM BladeCenter S

Type 7779/8886

Warranty and Support

発行: 日本アイ・ビー・エム株式会社

担当: トランスレーション・サービス・センター

第3版第1刷 2009.9

© Copyright International Business Machines Corporation 2007, 2009.

## 目次

<b>ヘルプおよび技術サポートの入手 1</b> 依頼する前に	第 1 章 - 共通条項
ヘルプおよび情報を WWW から入手する 2 ソフトウェアのサービスとサポート	特記事項
「IBM の保証の内容と制限」Z125-4753-10 08/2008	

## ヘルプおよび技術サポートの入手

ヘルプ、サービス、技術サポート、または IBM 製品に関する詳しい情報が必要な場合は、IBM がさまざまな形で提供しているサポートをご利用いただけます。

#### このタスクについて

IBM と IBM 製品に関する追加情報の入手先、BladeCenter 製品あるいはオプション製品で問題が発生した場合の対処方法、およびサービスが必要になった場合の連絡先について記載しています。

## 依頼する前に

連絡する前に、以下の手順を実行して、必ずお客様自身で問題の解決を試みてください。

#### このタスクについて

ご使用の IBM 製品が IBM による保証サービスの対象になる場合は、ご依頼の前にあらかじめ準備をしていただくことにより、IBM サービス技術員がより効率的にお客様をお手伝いできます。

・ ご使用のシステムに対して、更新済みの BIOS、ファームウェア、あるいはオペレーティング・システムのデバイス・ドライバーはインストール済みですか? IBM 保証の保証条件では、製品に関わるすべてのソフトウェアおよびファームウェアの保守および更新は、IBM 製品の所有者であるお客様の責任で行っていただくと定めています (ただし、追加の保守契約で保証される場合を除きます)。ソフトウェアを更新することで、お客様の問題に文書化された解決方法が示される場合、IBM サービス技術員は、お客様によるソフトウェアやファームウェアの更新を要求する場合があります。

ご使用のシステム用の最新ダウンロードは、IBM BladeCenter サポート・サイト (http://www.ibm.com/systems/support/supportsite.wss/selectproduct?taskind=2 &brandind=5000020&taskind=2) から入手できます。

- ご使用の環境に新規ハードウェアを追加するか、新規ソフトウェアをインストールしましたか? BladeCenter システムでサポートされるハードウェアおよびソフトウェアは、IBM BladeCenter Server Proven サイト (http://www.ibm.com/servers/eserver/serverproven/compat/us/eserver.html)を参照してください。
- ご使用のシステムに付属の資料に記載のトラブルシューティング情報を参照するか、診断ツールを使用します。診断ツールについては、システムに付属の IBM Documentation CD 上の「問題判別の手引き」を参照してください。
- IBM Support Web サイトの http://www.ibm.com/support/jp/ja に進み、問題解決に 役立つ情報がないかを確認してください。
- IBM サービスに提供する次の情報を収集してください。IBM は、このデータを使用してお客様の問題に対する解決方法を迅速に提供し、また、お客様の契約に基づく適切なレベルのサービスを保証できるようになります。

- ハードウェアおよびソフトウェアの保守契約番号 (該当する場合)
- マシン・タイプ番号 (IBM の 4 桁のマシン識別番号)
- マシンの型式番号
- マシンの製造番号
- 現行のシステム BIOS およびファームウェアのレベル
- エラー・メッセージやログなど、その他関連情報
- IBM からの保守を希望する場合は、Electronic Service Request を送信してくださ
  - 1. http://www.ibm.com/support に進みます。
  - 2. 「Support & downloads」で、「Open service request」をクリックします。
  - 3. プロンプトの指示に従います。

Electronic Service Request が送信されると、お客様の問題に関する情報がすべて IBM サービスに届くため、問題に対する解決方法を決定するための処理が、迅速 かつ効率的に開始されます。お客様が Electronic Service Request を記入し、送信 されると、IBM サービス技術員は、問題解決のための作業をただちに開始できま す。

### 資料の使用

#### このタスクについて

IBM BladeCenter システム、およびプリインストール・ソフトウェア、あるいはオ プション製品に関する情報は、製品に付属の資料に記載されています。資料には、 印刷された説明書、オンライン資料、README ファイル、およびヘルプ・ファイル があります。診断プログラムの使用方法については、システム資料にあるトラブル シューティングに関する情報を参照してください。トラブルシューティング情報ま たは診断プログラムを使用した結果、デバイス・ドライバーの追加や更新、あるい は他のソフトウェアが必要になることがあります。IBM は WWW に、最新の技術 情報を入手したり、デバイス・ドライバーおよび更新をダウンロードできるページ を設けています。これらのページにアクセスするには、http://www.ibm.com/support/ jp/ja に進んでください。

BladeCenter S Types 7779 および 8886 に関する最新情報は、IBM BladeCenter Information Center で入手できます。このサイトのアドレスは、

http://publib.boulder.ibm.com/infocenter/bladectr/documentation/index.jsp です。 このサ イトから BladeCenter S システムの資料にアクセスするには、「Chassis」 → 「BladeCenter S (8886)」の順にクリックします。

## ヘルプおよび情報を WWW から入手する このタスクについて

WWW 上の IBM Web サイト (http://www-06.ibm.com/systems/jp/bladecenter/) では、 IBM BladeCenter システム、オプション製品、サービス、およびサポートについて の最新情報が提供されています。サービス情報については、「製品情報 (サポート ページ)」をクリックします。

BladeCenter S Types 7779 および 8886 に関する最新情報は、IBM BladeCenter Information Center で入手できます。このサイトのアドレスは、 http://publib.boulder.ibm.com/infocenter/bladectr/documentation/index.jsp です。 このサ イトからBladeCenter S システムの資料にアクセスするには、「Chassis」 → 「BladeCenter S (8886)」の順にクリックします。

## ソフトウェアのサービスとサポート

IBM® サポート・ラインを使用すると、BladeCenter 製品での使用法、構成、および ソフトウェアの問題について、電話によるサポートを有料で受けることができま す。

サポート・ラインについて詳しくは、http://www-935.ibm.com/services/jp/index.wss/ offering/its/a1009397 をご覧ください。

サポート・ラインおよび各種の IBM サービスについて詳しくは、 http://www-935.ibm.com/services/jp/index.wss をご覧になるか、あるいは http://www.ibm.com/planetwide/ で、サポート電話番号をご覧ください。米国およびカ ナダの場合は、1-800-IBM-SERV (1-800-426-7378) に電話してください。

## ハードウェアのサービスとサポート

ハードウェアの保守は、IBM 販売店か、IBM サービスを通じて受けることができま す。

IBM により許可された保証サービスを提供する販売店を見つけるには、 http://www.ibm.com/partnerworld/jp/ にアクセスしてから、ページの右サイドで「パー トナーを探す」をクリックしてください。IBM サポートの電話番号については、 http://www.ibm.com/planetwide/を参照してください。米国およびカナダの場合は、 1-800-IBM-SERV (1-800-426-7378) に電話してください。

米国およびカナダでは、ハードウェア・サービスおよびサポートは、1 日 24 時 間、週7日ご利用いただけます。英国では、これらのサービスは、月曜から金曜ま での午前9時から午後6時までご利用いただけます。

## 「IBM の保証の内容と制限」Z125-4753-10 08/2008

この「保証の内容と制限」(以下、「本書」といいます) は、第 1 章 - 共通条項、第 2 章 - 各国固有の条項、および第 3 章 - 保証情報、により構成されています。第 2 章には、第 1 章記載の条項を変更または置き換える条項が記載されている場合があります。本書において、「IBM」とは、お客様または IBM ビジネス・パートナーに機械を提供した IBM 法人 (例えば、米国の International Business Machines Corporation、IBM World Trade Corporation、またはお客様の国の IBM 法人など)を意味します。

### 第 1 章 - 共通条項

本書に記載の保証は、お客様が再販売の目的でなく自己使用の目的で購入する機械にのみ適用されます。「機械」とは、IBM 機械本体、機構、コンバージョン、アップグレード、装置構成部、アクセサリー、またはその組み合わせを意味します。「機械」には、機械にあらかじめ導入されていたか、後に導入されたかにかかわらず、いかなるソフトウェア・プログラムも含まれません。本書は、消費者保護法規によるお客様の権利を変更するものではありません。

次の IBM の Web サイトでは、本書が複数の言語で表示されます。 http://www.ibm.com/systems/support/machine\_warranties/

#### 本保証の適用対象

IBM は、各機械が IBM 所定の仕様(以下、「仕様」といいます。)どおり良好に稼働することを保証します。仕様とは、「仕様書」に記載された機械の特性に関する情報のことです。お客様は、この仕様書を請求し入手することができます。

保証期間中、IBM は、機械に対して指定された保証サービスの種類に応じて、修理または交換サービスを提供します。機械の保証期間は一定の指定期間で、機械の引渡日から開始するものとします。機械の引渡日は、IBM または IBM ビジネス・パートナーが別途規定・通知する以外は、お客様の納品書もしくは領収書上の日付とします。機械に適用される保障期間、保証の種類、およびサービス・レベルは、第3章-保証情報で指定されます。

多くの機構、コンバージョン、またはアップグレードは、部品の取り外しおよび IBM への返却を伴います。かかる場合取り外された部品に対する保証サービスの条件が、そのまま交換部品に適用されます。部品の取り外しを伴わずに機械に取り付けられた部品に対する保証は、かかる取り付け部品の引渡日から開始するものとします。かかる部品に対する保証期間、保証の種類、およびサービス・レベルは、IBM が別途定める場合を除き、その部品が取り付けられる機械と同じであるものとします。

IBM が別途定める場合を除き、本書は、お客様が IBM 機械を購入された国または 地域においてのみ適用されます。 本保証は、お客様に提供される保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保 責任、商品性の保証、特定目的適合性の保証、および権原または第三者の権利の不 侵害の保証を含む、すべての明示もしくは黙示の保証責任または保証条件に代わる ものとします。国または地域によっては、法律の強行規定により、保証責任の制限 が禁じられる場合、強行規定の制限を受けるものとします。ただし、この場合の保 証も機械の保証期間に限定されます。当該保証期間終了後は、いかなる保証も適用 されません。 国または地域によっては、法律の強行規定により、保証の適用期間の 制限が禁じられている場合、強行規定の制限を受けるものとします。

#### 本保証の適用除外

本保証は、以下のものに適用されません。

- 誤用 (IBM が文書にて認めた容量および能力を超えた使用を含みますが、これに限 るものではありません。)、事故、災害、変更、IBM 所定の設備条件および稼働環境 に合致しない環境での稼働、またはお客様もしくは第三者によってなされた不適切 な保守から生じる故障もしくは損害。
- 不可抗力による故障。
- IBM に保証責任のない製品により引き起こされた故障。
- すべての他社製品。他社製品にはお客様のご要望により IBM が IBM 機械と共に 提供する、または IBM 機械に導入する他社製品を含みます。
- アクセサリー、サプライ品目、消耗品 (例えば、バッテリーやプリンター・カート リッジ) および構造部品 (例えば、フレームやカバー)。
- 改造機械に対する保証。 f.
- IBM が文書にて認めた容量および能力を超えて使用されている機械に対する保証。

機械または部品の ID ラベルが変更もしくは取り外された機械についての保証は無 効となります。

IBM は、機械の実行が中断しないこと、もしくはその実行に誤りがないことを保証 するものではありません。

保証期間中の機械に対し提供される技術的またはその他のサポート (例えば、使用 方法、機械のセットアップや導入に関する問い合わせに対する応答など) について は、いかなる保証も適用されません。

#### 保証サービスの利用方法

機械が保証期間中に仕様どおりの良好な稼働状態でなくなった場合には、機械と一 緒に出荷され、サポートと問題判別手順について記された保守関連文書(「問題判別 の手引き」等)を参照してください。ご使用の機械の保守関連文書は、次の IBM Web サイトの「サポートとダウンロード」から入手することもできます。

http://www.ibm.com

保守関連文書を使用しても問題を解決できない場合は、IBM または IBM ビジネ ス・パートナーに連絡し、保証サービスを受けてください。IBM の連絡先について の情報は第3章-保証情報に記載されます。IBM への製品登録を行っていない場 合は、保証サービスを受ける権利の証として、保証書等の購入証明書の提示を求め られる場合があります。

#### 問題を解決するために IBM が行うこと

IBM は、電話による対応もしくは IBM の Web サイトを通したやりとりにより、 お客様の問題の問題を判別し、解決を図ります。特定の機械には、IBM に直接障害 報告を行い IBM が遠隔地から問題判別および問題解決を行う、遠隔支援の機能を 備えています。IBM にサービスを依頼する場合は、IBM が指定する問題の判別と解 決の手順に従ってください。問題判別の後、オンサイト・サービスが必要であると IBM が判断した場合には、技術員が機械設置場所へ伺いサービスを提供します。

IBM の Web サイトまたは他の電子メディアから入手する、所定の機械コード (IBM 機械と一緒に提供される、マイクロコード、BIOS (基本入出力システム)、ユ ーティリティー・プログラム、デバイス・ドライバー、診断プログラム) およびそ の他のソフトウェアのアップデートについては、IBM が提供する取扱説明に従っ て、適宜、お客様の責任でダウンロードするかまたは IBM から入手し、導入して ください。お客様は機械コードの変更の導入作業を IBM に依頼することができま すが、これは有料サービスとなります。

IBM 機械の一部の部品は、カスタマー交換可能ユニット (以下「CRU」といいます) として指定されています。キーボード、マウス、スピーカー、メモリー、ハード・ ディスク等のカスタマー交換可能ユニット (以下「CRU」といいます) を使用して問 題を解決できる場合には、IBM はお客様がご自身で導入できるように CRU を出荷 します。

機械が保証期間中に仕様どおりの稼働状態でなくなり、かつ電話または Web サイ トを通じた対応、機械コードもしくはソフトウェアの更新、または CRU の使用で 問題を解決できない場合、IBM、IBM の従契約者または IBM が保証サービスを提 供することを認めたビジネス・パートナーは、その判断により、1)機械を修理して 保証どおり稼働させるか、または 2) 少なくとも機能的に同等の機械と交換しま す。IBM、IBM の従契約者または IBM ビジネス・パートナーが機械を修理もしく は交換できない場合、お客様は、この機械を購入元に返却することにより、支払済 み代金の返金を受けることができます。

さらに IBM、IBM の従契約者または IBM ビジネス・パートナーは、機械に対し適 切であると判断した技術的変更を実施することがあります。

#### 機械または部品の交換

保証サービスが機械または部品の交換を伴う場合、IBM、IBM の従契約者または IBM ビジネス・パートナーにより取り外された旧部品または機械は IBM の所有と し、取り付けられた交換部品または機械はお客様の所有となります。お客様は取り 外された部品が IBM 純正部品であり、変更されていないことを保証するものとし ます。取り付けられた交換部品または機械は新品でない場合もありますが、良好に 稼働し、少なくとも交換された旧部品または機械と機能的に同等のものとします。 取り付けられた部品または機械は、取り外された部品または機械に対する保証サー ビスの条件を引き継ぎます。

#### お客様のその他の責任

お客様は、次の各号に同意するものとします。

- IBM、IBM の従契約者または IBM ビジネス・パートナーが機械または部品の交換 を行う前に、保証が適用されないすべての機構、部品、オプション、改造物、付加 物を取り外すものとし、機械に交換を妨げる担保等の法的な制約がないことを保証 すること。
- お客様の所有に属さない機械に、IBM、IBM の従契約者または IBM ビジネス・パ ートナーがサービスを提供することについて、機械の所有者から承諾を得ること。
- 次に該当する場合、サービスを受ける前に:
  - 1. IBM、IBM の従契約者または IBM ビジネス・パートナーが提供するサービス要 求の手順に従うこと。
  - 2. 機械に含まれるすべてのプログラム、データおよび資源を安全に保管すること。
  - 3. 機械の設置場所の変更を IBM、IBM 従契約者または IBM ビジネス・パートナ ーに知らせること。
- IBM、IBM の従契約者または IBM ビジネス・パートナーが保証サービスのため適 時かつ安全に作業を行うことができるようにすること。
- IBM、IBM の従契約者または IBM ビジネス・パートナーがセキュリティー対策等 の目的で適用必須の技術変更を適用すること。
- 保証サービスの種類によっては、お客様が故障した機械を IBM が指定する方法で 適切に梱包し、IBM 指定の場所に送る必要があります。 IBM は修理後の機械また は交換機械を別段の指定のない限り IBM の負担でお客様にお届けします。お客様 の機械が 1) IBM の占有下にある場合、および 2) IBM の費用負担で輸送中の場合 における機械の滅失破損については IBM の責任とします。
- お客様は、IBM へ返却する機械から、かかる機械と共に提供したのではないすべて のプログラムおよびデータを、理由を問わずに完全に消去するものとします。デー 夕には、1)個人を特定する、または個人を特定し得るすべての情報(以下、「個人 情報」といいます) 2) お客様の機密情報、専有情報を含みますが、これに限るもの ではありません。個人情報を削除または消去できない場合、お客様は、かかる情報 を、適用法における個人情報に該当することがないよう (例えば、匿名化等により) 変換するものとします。 また、お客様は、IBM へ返却する機械からすべての現 金、有価証券等を取り除くものとします。IBM は、お客様が IBM に返却した機械 に含まれる、現金や有価証券、IBM が機械と共に提供したのではないプログラムま たはデータについては、いかなる責任も負いません。IBM は、本書に基づく義務を 履行するために機械の部分もしくはすべてまたは機械のソフトウェアを海外の IBM や第三者のサービス・ロケーションへ送ることがあります。その場合、お客様は、 これを了承するものとします。

#### 責任の制限

お客様が IBM の責に帰すべき事由 (契約不履行、過失、不実表示または不法行為等 を含みます。) に基づく損害に対して救済を求める場合、適用法によって放棄また は制限が禁じられている責任を除き、各製品に起因または関連する IBM の賠償責 任の全ては、請求原因を問わず、累積で、次の各項に定めるものに限られます。

- 生命・身体または有体物に対する賠償責任。
- お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の直接原因となった 当該「機械」の売買価格相当額 (ただし、定期払料金の場合には、12 カ月分相当分) の金額を限度とする金銭賠償責任。この条項において「機械」には、機械コードお よびライセンス内部コード (LIC) を含みます。

この責任の制限は、IBM のサプライヤー、従契約者、および IBM ビジネス・パー トナーに対する損害賠償請求にも適用されるものとします。お客様は、IBM、IBM のサプライヤー、従契約者、および IBM ビジネス・パートナーに対して重複して 損害賠償を請求することはできません。

いかなる場合においても、IBM、IBM のサプライヤー、従契約者、または IBM ビ ジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについては賠 償責任を負いません。 1) 第三者からの賠償請求に基づく損害 (本条項の上記 a. 項 の賠償責任の場合を除きます。)、2) データの喪失、または損傷、3) 特別損害、 付随的損害、間接損害およびその他の拡大損害、 4) 逸失した利益、ビジネス上の 収益、信用または節約すべかりし費用。国または地域によっては、法律の強行規定 により、上記の責任の制限が適用されない場合があります。

#### 準拠法

両当事者は法原理の矛盾に関する場合を除き、本書から生じる、もしくは本書に関 連する両当事者のすべての権利義務を、規律、解釈、実施するために、お客様が 「機械」を購入された国の法律を適用することに同意するものとします。

以上の保証は、お客様に一定の法的権利を与えておりますが、国または地域によっ て異なる場合があります。

#### 裁判管轄権

両当事者の権利および義務については、お客様が「機械」を購入された国の裁判所 を管轄裁判所とします。

## 第2章-各国固有の条項

#### アメリカ

#### 準拠法:

本条項に次のような文を追加します。これは、下記の太字で印刷されている国に適 用されます。

本書に起因するすべての訴訟は、専ら以下の司法機関/司法担当者によって解決され るものとします。 1) **アルゼンチン**: ブエノスアイレス市直轄商事裁判所。 2) ボリ **ビア**: ラパス市の裁判所。 3) **ブラジル**: リオデジャネイロ州、リオデジャネイロの 裁判所。 4) チリ: サンチアゴの民事裁判所。 5) コロンビア: コロンビア共和国の 裁判官。 6) エクアドル: 未履行または略式の審理に対して (規定に沿って)、キトの 民事裁判官。 7) メキシコ: メキシコシティー連邦区の連邦裁判所。 8) パラグアイ: アスンシオン市の裁判所。 9) ペルー: リマ司法管轄区セルカドの裁判官および裁判 所。 10) **ウルグアイ**: モンテビデオ市の裁判所。 11) ベネズエラ: カラカス首都圏 の裁判所。

#### ブラジル

#### 機械または部品の交換:

最後の文を削除します。

取り付けられた部品または機械は、取り外された部品または機械に対する保証サー ビスの条件を引き継ぎます。

#### カナダ

#### 本保証の適用対象

本条の2番目の段落を次のように置き換えます。

保証期間中、IBM は、機械に対して指定された保証サービスの種類に応じて、修理 または交換サービスを提供します。機械の保証期間は一定の指定期間で、機械の引 渡日から開始するものとします。機械の引渡日は、IBM が別途規定・通知する以外 は、お客様の納品書もしくは領収書上の日付とします。機械に適用される保障期 間、保証の種類、およびサービス・レベルは、第3章-保証情報で指定されま す。

#### 責任の制限

本条項の a 項および b 項を次のように置き換えます。

- IBM の過失によってお客様に生じた身体、生命または有体物に対する賠償責任。
- お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、10万ドルかまたは損害発生の 直接原因となった当該機械の売買価格相当額 (ただし、定期払料金の場合には、12 か月相当分)の高い方の金額を限度とする金銭賠償責任。この条項において「機 械」には、機械コードおよびライセンス内部コード (LIC) を含みます。

#### 準拠法:

最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分を次のように置き換えます。

オンタリオ州の法律。

#### ペルー

#### 責任の制限

本条項の最後に次のように追加します。

ペルーの民法第 1328 条に基づき、本条項で指定された制限と適用除外は IBM の 故意の不法行為 ("dolo") または重大な過失 ("culpa inexcusable") には適用されませ  $h_{\circ}$ 

#### アメリカ合衆国

#### 準拠法:

最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分を次のように置き換えます。

ニューヨーク州の法律。

#### アジア太平洋

#### オーストラリア

#### 本保証の適用対象

本条項に次の段落を追加します。

本条の保証条件は、Trade Practices Act 1974 またはその他の同様の法規に基づくお 客様の権利に追加するものであり、適用される法規によって認められる範囲におい てのみ制限されます。

#### 責任の制限

本条に次のように追加します。

IBM が、Trade Practices Act 1974 またはその他の同様の法規に基づく黙示の条件ま たは保証に違反した場合は、IBM の損害賠償責任は、IBM が商品を提供する場合、 この製品の修理もしくは交換または同等の製品との交換に限ります。ただし、当該 条件または保証が個人的または家庭用に使用または消費する目的の商品に対する販 売権、平穏的占有権または明示的所有権に関連する場合は、本条記載の責任制限は 適用されません。

#### 準拠法:

最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分を次のように置き換えます。

州または地域の法律

#### カンボジアおよびラオス

#### 準拠法:

最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分を次のように置き換えます。

アメリカ合衆国ニューヨーク州の法律。

#### カンボジア、インドネシア、およびラオス

仲裁:この見出しの下に以下を追加します。

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争は、紛争発生時に有効な Singapore International Arbitration Center (SIAC) の規則に従ってシンガポールにおける仲裁に より最終的に解決されるものとします。仲裁の裁定は最終的なものであり、異議申 し立てなく当事者双方に対する拘束力を持つことになります。そして、仲裁の裁定 は書面にされ、事実認定と法律の結論とを記述します。

仲裁人は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の仲裁人を任ずる権利がありま す。当事者により任命される 2 名の仲裁人は、第 3 の仲裁人を任命し、この第 3 の仲裁人は仲裁手続きの議長を務めるものとします。議長のポストに空席が生じた 場合は、議長は SIAC の議長により指名されます。他の欠員が生じた場合、それぞ れ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋めるものとします。議事進行は、欠 員が生じた時点における段階から継続するものとします。

当事者の一方が、他方が仲裁人を任命してから 30 日以内に自己の仲裁人を任命す ることを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、 最初に任命された仲裁人が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任 命された仲裁人が唯一の仲裁人になります。

すべての議事進行は、提示されたすべての文書を含め、英語で執り行われるものと します。この「保証の内容と制限」の英語版の効力は、他の言語版の「保証の内容 と制限」よりも優先されます。

#### 香港特別行政区

香港特別行政区で着手および実施される取引に対しては、本書に含まれる「国」と いう語を含む句 (例えば、「購入された国」や「導入した国」など) を、「香港特別 行政区」に置き換えます。

#### インド

#### 責任の制限

本条項の a 項および b 項を次のように置き換えます。

- お客様に生じた身体、生命および有体物に対する賠償責任は IBM の過失の場合に 限られます。
- b. この「保証の内容と制限」に基づく、あるいはこれに関連する IBM の契約不履行 により、お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の直接原因 となった機械の支払済みの売買価格相当額。この条項において「機械」には、機械 コードおよびライセンス内部コード (LIC) を含みます。

仲裁: この見出しの下に以下を追加します。

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争は、紛争発生時に有効なインドの法 律に従って、インド共和国バンガロールにおける仲裁により最終的に解決されるも のとします。仲裁の裁定は最終的なものであり、異議申し立てなく当事者双方に対 する拘束力を持つことになります。そして、仲裁の裁定は書面にされ、事実認定と 法律の結論とを記述します。

仲裁人は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の仲裁人を任ずる権利がありま す。当事者により任命される 2 名の仲裁人は、第 3 の仲裁人を任命し、この第 3 の仲裁人は仲裁手続きの議長を務めるものとします。議長のポストに空席が生じた 場合は、議長は Bar Council of India の議長により指名されます。他の欠員が生じ た場合、それぞれ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋めるものとします。 議事進行は、欠員が生じた時点における段階から継続するものとします。

当事者の一方が、他方が仲裁人を任命してから 30 日以内に自己の仲裁人を任命す ることを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、 最初に任命された仲裁人が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任 命された仲裁人が唯一の仲裁人になります。

すべての議事進行は、提示されたすべての文書を含め、英語で執り行われるものと します。この「保証の内容と制限」の英語版の効力は、他の言語版の「保証の内容 と制限」よりも優先されます。

#### 日本

#### 準拠法:

本条に次の文を追加します。

本書に関する疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議する ものとします。

#### マカオ特別行政区

マカオ特別行政区で着手および実施される取引に対しては、本書で「国」という語 を含む句 (例えば、「購入された国」や「導入した国」など) を、「マカオ特別行政 区」に置き換えます。

#### マレーシア

#### 責任の制限

最後の段落の第3項の『特別損害』という語は、削除されます。

#### ニュージーランド

#### 本保証の適用対象

本条項に次の段落を追加します。

本条に規定される保証条件は、Consumer Guarantees Act 1993 またはその他の強行 法規に基づくお客様の権利に追加するものです。ただし Consumer Guarantees Act 1993 は、同法で定義するビジネスを目的として IBM が提供した製品についてはい かなる場合も適用されません。

#### 責任の制限

本条に次のように追加します。

お客様が Consumer Guarantees Act 1993 で規定するビジネスの目的以外で製品また はサービスを取得した場合には、本条項の責任の制限は当該法律の適用を受けるも のとします。

#### 中華人民共和国 (PRC)

#### 準拠法:

最初の文の「機械を購入された国の法律」の部分を次のように置き換えます。

アメリカ合衆国ニューヨーク州の法律 (地域法により別の定めがある場合を除く)。

#### フィリピン

#### 責任の制限

最後の段落の第3項を、次のように置き換えます。

特別損害 (名目的損害および懲罰的損害を含む)、道徳的損害、付随的損害、間接損 害、およびその他の拡大損害。

仲裁: この見出しの下に以下を追加します。

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争は、紛争発生時に有効なフィリピン の法律に従ってフィリピン共和国首都マニラにおける仲裁により最終的に解決され るものとします。仲裁の裁定は最終的なものであり、異議申し立てなく当事者双方 に対する拘束力を持つことになります。そして、仲裁の裁定は書面にされ、事実認 定と法律の結論とを記述します。

仲裁人は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の仲裁人を任ずる権利がありま す。当事者により任命される2名の仲裁人は、第3の仲裁人を任命し、この第3 の仲裁人は仲裁手続きの議長を務めるものとします。議長のポストに空席が生じた 場合は、議長は Philippine Dispute Resolution Center, Inc. の議長により指名されま す。他の欠員が生じた場合、それぞれ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋 めるものとします。議事進行は、欠員が生じた時点における段階から継続するもの とします。

当事者の一方が、他方が仲裁人を任命してから 30 日以内に自己の仲裁人を任命す ることを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、 最初に任命された仲裁人が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任 命された仲裁人が唯一の仲裁人になります。

すべての議事進行は、提示されたすべての文書を含め、英語で執り行われるものと します。この「保証の内容と制限」の英語版の効力は、他の言語版の「保証の内容 と制限」よりも優先されます。

#### シンガポール

#### 責任の制限

最後の段落の項目 3 の 「特別損害」および「拡大損害」という語を削除します。

#### ヨーロッパ、中東、およびアフリカ (EMEA) 地域

以下の事項がすべての EMEA 諸国に適用されます。

本書の各条項は、IBM または IBM ビジネス・パートナーより購入された機械に適 用されます。

#### 保証サービスの利用方法:

**西ヨーロッパ** (アンドラ、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェ コ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシ ャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシ ュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェ ー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロバキア、スロベニ ア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、バチカン市国、および本書の送付日 以降に EU に加盟したすべての国) に次の段落を追加します。

西ヨーロッパで購入された機械の保証は、IBM がその国でかかる機械を発表し、か つ販売していることを条件に、すべての西ヨーロッパ諸国で有効であり、適用され ます。

お客様が、機械を上記の西ヨーロッパ諸国で購入された場合は、お客様が保証サー ビスの提供を望む国で IBM がかかる機械を発表し販売していることを条件に、こ れらのいずれかの国においても、IBM により保証サービスを提供することが認めら れた IBM ビジネス・パートナーまたは現地の IBM より機械の保証サービスを受け ることができます。

お客様が機械を中近東またはアフリカ諸国で購入された場合、購入された国におい て IBM 法人が保証サービスを提供している場合は、当該 IBM 法人より、その機械 に対する保証サービスを受けることができます。あるいは、その国でその機械に対 して保証サービスを提供するよう IBM が認定した IBM ビジネス・パートナーより 保証サービスを受けることができます。アフリカにおける保証サービスは、IBM に より認可されたサービス提供者の所在地から 50 キロメートルの範囲内で利用する ことができます。 IBM により認可されたサービス提供者の所在地から 50 キロメ ートルを超える場所では、機械の輸送費用をお客様が負担する責任を負います。

#### 準拠法:

「機械を購入された国の法律」の部分を次のように置き換えます。

1) アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェ ゴビナ、ブルガリア、クロアチア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギ スタン、マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ポーランド、ルーマニア、 ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、トルクメニスタン、 ウクライナ、およびウズベキスタンでは、「オーストリアの法律」。2) アルジェリ ア、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモ ロ、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、仏領ギアナ、仏領ポ リネシア、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサオ、コートジボアール、レバノ ン、リビア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット島、モ ロッコ、ニューカレドニア、ニジェール、レユニオン島、セネガル、セイシェル、 **トーゴ、チュニジア、バヌアツ、およびウォリス・フトーナ**では、「フランスの法 律」。3) **エストニア、ラトビア、およびリトアニア**では、「フィンランドの法 律」。4) アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エ チオピア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リベリア共和国、マラウィ、 マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワン ダ、サントメ・ブリンシベ、サウジアラビア、シエラレオネ、ソマリア、タンザニ ア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、ヨルダン川西岸/ガザ地区、イエメン、ザ ンビア、およびジンバブエでは、「英国の法律」。5) 南アフリカ、ナミビア、レソ ト、およびスワジランドでは、「南アフリカの法律」。6) リヒテンシュタインでは 「スイスの法律」。 7) **チェコ共和国**では「チェコ共和国の法律」。

#### 裁判管轄権:

本条に以下の例外を追加します。

1) オーストリアでは、本「保証の内容と制限」に起因する、または関連して生じる すべての紛争(本書の存在も含めて)は、オーストリア、ウィーン(インナー・シテ

ィ)の管轄裁判所に委ねられます。 2) アンゴラ、バーレーン、ボッワナ、ブルン ジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェー ト、リベリア共和国、マラウィ、マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマー ン、パキスタン、カタール、ルワンダ、サントメ・ブリンシベ、サウジアラビア、 シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ヨルダン川 西岸/ガザ地区、イエメン、ザンビア、およびジンバブエでは、本「保証の内容と制 限」に起因するすべての紛争、または本書の執行に関連したすべての紛争は、略式 裁判手続きを含め、英国法廷の専属管轄権により処理されるものとします。 3) べ ルギーおよびルクセンブルグでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛 争、または本書の解釈あるいは執行に関連したすべての紛争は、お客様の登録営業 所所在地または営業地あるいはその両方の存在する国の首都の法律および法廷のみ が管轄権を有します。4) フランス、アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、カメ ルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民 主共和国、赤道ギニア、仏領ギアナ、仏領ポリネシア、ガボン、ガンビア、ギニ ア、ギニアビサウ、コートジボアール、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、 モーリタニア、モーリシャス、マヨット島、モロッコ、ニューカレドニア、ニジェ ール、レユニオン島、セネガル、セイシェル、トーゴ、チュニジア、バヌアツ、お よびウォリス・フトーナでは、本「保証の内容と制限」に起因するすべての紛争、 または本書への違反または執行に関連したすべての紛争は、略式裁判手続きを含 め、専らパリの商事裁判所により解決されるものとします。 5) **南アフリカ、ナミ** ビア、レソトおよびスワジランドでは、本「保証の内容と制限」に関連するすべて の紛争は、ヨハネスブルグの高等裁判所の管轄権に委ねられ処理されることに両当 事者は同意するものとします。 6) トルコでは、本「保証の内容と制限」に起因す るすべての紛争、または本書に関連したすべての紛争は、トルコ共和国イスタンブ ールの Istanbul Central (Sultanahmet) Courts and Execution Directorates によって解 決されるものとします。 7) 次の国々では、本「保証の内容と制限」に起因するす べての法的申し立ては専ら以下に示した都市の管轄裁判所に提出され、解決される ものとします。 a) ギリシャでは、アテネ。 b) イスラエルでは、テルアビブ・ヤフ ォ。 c) **イタリア**では、ミラノ。 d) **ポルトガル**では、リスボン。 e) **スペイン**で は、マドリッド。そして、8)英国では、本「保証の内容と制限」に関連したすべ ての紛争は、英国法廷の裁判権に委ねられ処理されることに両当事者は同意するも のとします。 9) **リヒテンシュタイン**では、両当事者の権利および義務について は、専らチューリッヒの管轄裁判所によって解決されるものとします。10) 『チェ コ共和国では、チェコ共和国の管轄裁判所。』

**仲裁:** この見出しの下に以下を追加します。

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギスタン、リビア、マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、およびウズベキスタンでは、本「保証の内容と制限」に起因する、または本書への違反行為、終了または無効性に関連したすべての紛争は、Rules of Arbitration and Conciliation of the International Arbitral Center of the Federal Economic Chamber in Vienna (ウィーン・ルール) の下で、このルールに従って任命された 3 人の仲裁人によって最終的に解決されるものとします。この仲裁は、オーストリアのウィーンで行なわれ、仲裁手続きの公用語は英語とします。仲裁人の裁定は最終的なものであり、当事者双方に対する拘束力を持つものとします。したがって、オーストリア民事訴訟法第 598 (2) 項に基づいて、当事者双方は同訴訟法第

595 (1) 項、図 7 の適用を明示的に放棄するものとします。ただし、IBM は機械が 据え付けられた国の管轄裁判所に訴訟を起こす場合があります。

エストニア、ラトビアおよびリトアニアでは、本「保証の内容と制限」に起因する すべての紛争は、紛争発生時に有効なフィンランドの仲裁法に従って、フィンラン ドのヘルシンキで行なわれる仲裁で最終的に解決されるものとします。各当事者は 1 人の仲裁人を任命するものとします。 2 人の仲裁人は議長を任命します。両仲裁 人が、議長について合意できない場合は、ヘルシンキの Central Chamber of Commerce が議長を任命するものとします。

#### 欧州連合 (EU) 電池指令



注: WEEE マークは EU 諸国にのみ適用されます。

バッテリーまたはバッテリーの包装には、バッテリー/蓄電池および廃バッテリー/廃 蓄電池に関する改正 EU 電池指令 2006/66/EC のラベルが貼られています。この指 令は、EU 諸国に適用される使用済みバッテリーおよび蓄電池の回収とリサイクル の枠組みを定めています。このラベルは、使用済みになった時に指令に従って適正 な処理をする必要があることを知らせるために種々のバッテリーに貼られていま す。

改正 EU 電池指令 2006/66/EC に沿って、寿命がきたバッテリー/蓄電池は分別回収 されリサイクルされることを示すラベルが貼られています。バッテリーのラベルに は、バッテリーに関係する金属の元素記号(鉛の Pb、水銀の Hg、およびカドミウ ムの Cd) も表示される場合があります。バッテリーや蓄電池の使用者は、使用済み のバッテリー/蓄電池を地方自治体の無分別ゴミとして廃棄することは許されず、お 客様が利用可能な回収の枠組みを利用し、廃バッテリー/廃蓄電池の返却、リサイク ルおよび処理を行わねばなりません。バッテリー/蓄電池に含まれている可能性のあ る有害物質が環境や人間の健康に与える影響を最小化するために、お客様が回収の 枠組みに参加することが重要です。

バッテリー、蓄電池、および動力電池の小売価格には、廃棄における環境管理の費 用が含まれています。適切な回収方法や処理方法の詳細については IBM 担当員に お問い合わせください。

以下の事項が、すべての EU 諸国に適用されます。

EU 諸国で購入された機械の保証は、IBM がその国でかかる機械を発表し、かつ販 売していることを条件に、すべての EU 諸国で有効であり、適用されます。

デンマーク、フィンランド、ギリシャ、イタリア、リヒテンシュタイン、オラン ダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデンおよびスイス

#### 責任の制限

本条の文を次のように置き換えます。

別途強行法規が定める場合を除き、次のとおりとします。

本「保証の内容と制限」に規定される、または本書に関連する IBM の義務の履行 の結果生じる、または本書に関連したその他の原因によって生じるいかなる損害お よび損失に対する IBM の責任は、かかる義務の不履行 (IBM に過失がある場合) またはかかる原因により現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、お客様が機 械に支払った売買価格相当額を限度額とする金銭賠償責任に限定されます。この条 項において「機械」には、機械コードおよびライセンス内部コード (LIC) を含みま す。

上記の制限は、法的に IBM の責に帰する生命・身体または有体物に対する賠償責 任には適用されません。

いかなる場合においても、IBM、IBM のサプライヤーおよび従契約者、ならびに IBM ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについ て賠償責任を負いません。1) お客様のデータの喪失、または損傷、2) 付随的損害 または間接損害およびその他の拡大損害、3) 逸失した利益 (たとえ、損害を発生さ せた事象の直接的結果として発生したものであっても)あるいは、4)逸失したビジ ネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

#### フランスおよびベルギー

#### 責任の制限

本条の文を次のように置き換えます。

別途強行法規が定める場合を除き、次のとおりとします。

本書に規定される、または本書に関連する IBM の義務の履行の結果生じるいかな る損害および損失に対する IBM の責任は、かかる義務の不履行 (IBM に過失があ る場合)により現実に発生した通常かつ直接の損害に対するお客様が損害の原因と なった機械の購入時に支払われた売買価格相当額の総額を累積限度額とする金銭賠 償責任に限定されます。この条項において「機械」には、機械コードおよびライセ ンス内部コード (LIC) を含みます。

この責任の制限は、IBM のサプライヤー、従契約者、および IBM ビジネス・パー トナーに対する損害賠償請求にも適用されるものとします。お客様は、IBM、IBM のサプライヤー、従契約者、および IBM ビジネス・パートナーに対して重複して 損害賠償を請求することはできません。

上記の制限は、法的に IBM の責に帰する生命・身体または有体物に対する賠償責 任には適用されません。

いかなる場合においても、IBM、IBM のサプライヤーおよび従契約者、ならびに IBM ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発生した以下のものについ て賠償責任を負いません。1) お客様のデータの喪失、または損傷、 2) 付随的損害 または間接損害およびその他の拡大損害、3) 逸失した利益 (たとえ、損害を発生さ せた事象の直接的結果として発生したものであっても)あるいは、4)逸失したビジ ネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

次に指定されている国には、以下の事項が適用されます。

#### オーストリアおよびドイツ

#### 本保証の適用対象

本条項の最初の段落の最初の文を次のように置き換えます。

IBM 機械に対する保証は、機械の通常使用に対する機能および機械の仕様の合致を 保証するものです。

本条項に次の段落を追加します。

最短の保証期間は 12 か月とします。 IBM または IBM ビジネス・パートナーが機 械を修理できない場合、お客様は IBM に対して修理できない機械の対価を換算 し、そこから算定される金額を値引きとして要求すること、または、当該機械に対 する契約を解除し、支払済みの代金の返金を要求することができます。

2 番目の段落は適用されません。

#### 問題を解決するために IBM が行うこと

本条に次のように追加します。

保証期間中の機械の IBM 所定のサービス・センターへの輸送は、IBM の負担にて 行います。

#### 責任の制限

本条項に次の段落を追加します。

本条に基づく損害賠償責任の制限は、IBM の不法行為または重過失の場合および明 示保証には適用されません。

次の文を『b』 項の最後に追加します。

本項の損害賠償責任は、IBM による通常の過失に基づく重要な契約条件の違反の場 合に限ります。

#### アイルランド

#### 本保証の適用対象

本条に次のように追加します。

本書、または Sale of Goods and Supply of Services Act, 1980 (以下、「1980 Act」 といいます。) により修正された Sale of Goods Act 1893 の第 12 条で明示的に規 定する場合を除き、1980 Act (1980 Act の第 39 条を含みます。) により修正され た Sale of Goods Act 1893 に基づく黙示の保証を含む (これに限るものではありま せん。) すべての条件または保証責任 (明示か黙示か、法定のものか否かを問いませ ん。) は適用除外とします。

#### 責任の制限

本条の文を次のように置き換えます。

本条において、IBM の責に帰すべき事由には、契約上の行為であるか不法行為であ るかにかかわらず、「保証の内容と制限」に関連し、お客様に対して IBM が法的 責任を負うべき IBM 側の行の行為、声明、懈怠、過失が含まれます。 実質的同一 の損失または損害という結果を生じさせ、あるいはこれに寄与する複数の IBM の 帰責事由は、それらの中で最後に発生した日付で発生した 1 つの IBM の帰責事由 として処理されます。

IBM の責に帰すべき事由に基づく損害に対して、お客様が IBM に救済を求める状 況が発生する場合があります。

本条では IBM の責任範囲を規定し、お客様の救済策は以下に限定されます。

- IBM は、IBM の過失により引き起こされた死亡または身体傷害については無限責 任を負うものとします。
- b. 下記の IBM が責任を負わない項目を前提として、IBM は、IBM の過失の結果生 じたお客様の有形固定資産への物的損害に対しては無限責任を負います。
- 上記の 『a』 および 『b』 の規定を除き、1 件の IBM の責に帰すべき事由に基 づき現実に発生した損害に対する IBM の責任は、1) 125,000 EUR または 2) 損 害の直接原因となった機械にお客様が支払った売買価格の 125% 相当額のいずれか 高い方の金額を限度額とする金銭賠償責任に限られます。

#### IBM が責任を負わない項目

上記の 『a』 に記載された責任を除き、いかなる場合においても、IBM および IBM のサプライヤーならびに IBM ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問 わず発生した以下のものについては責任を負いません。

- a. データの喪失、または損傷。
- b. 特別損害、間接損害、またはその他の拡大損害。
- c. 逸失した利益、ビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。

#### 南アフリカ、ナミビア、ボツワナ、レソト、スワジランド

#### 責任の制限

本条に次のように追加します。

本「保証の内容と制限」内容に関し、IBM の不履行を含めたあらゆる状況で、お客 様に現実に発生した損害に対する IBM の責任は、損害発生の直接原因となった機 械にお客様が支払った売買価格相当額を限度とする金銭賠償責任に限ります。

#### トルコ

#### 本保証の適用対象:

本条に次のように追加します。

機械に対する最短の保証期間は 2 年とします。

グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国 (英国)

#### 責任の制限

本条の文を次のように置き換えます。

本条において、IBM の責に帰すべき事由には、契約上の行為であるか不法行為であ るかにかかわらず、「保証の内容と制限」に関連し、お客様に対して IBM が法的 責任を負うべき IBM 側の行の行為、声明、懈怠、過失が含まれます。 実質的に、 同一の損失または損害を生じさせ、あるいはこれに寄与する複数の IBM の帰責事 由は、1 つの IBM の帰責事由として処理されます。

IBM の責に帰すべき事由に基づく損害に対して、お客様が IBM に救済を求める状 況が発生する場合があります。

本条では IBM の責任範囲を規定し、お客様の救済策は以下に限定されます。

- a. IBM は以下のものについては無限責任を負います。
  - 1. IBM の過失により引き起こされた死亡または身体傷害。
  - 2. Sale of Goods Act 1979 の第 12 条または Supply of Goods and Services Act 1982 の第 2 条に定める黙示の責任違反。
- 下記の IBM が責任を負わない項目を前提として、IBM は、IBM の過失の結果生じ たお客様の有形固定資産への物的損害に対しては無限責任を負います。
- 上記の a および b の規定を除き、1 件の IBM の責に帰すべき事由に基づき現実 に発生した損害に対する IBM の責任は、いかなる場合も 1) 75,000 スターリン グ・ポンド、または 2) 損害の直接原因となった機械にお客様が支払った売買価格 または費用の 125% 相当額のいずれか高いほうの金額を限度額とする金銭賠償責任 に限られます。

これらの制限は、IBM のサプライヤーおよび IBM ビジネス・パートナーにも適用 されます。これらの制限は、IBM および IBM のサプライヤーならびにビジネス・ パートナーが共同で責任を負う最大賠償額を示します。

#### IBM が責任を負わない項目

上記の a に記載された責任は除き、いかなる場合においても、IBM および IBM の サプライヤーならびに IBM ビジネス・パートナーは、その予見の有無を問わず発 生した以下のものについては賠償責任を負いません。

- データの喪失、または損傷。
- b. 特別損害、間接損害、または結果的損害。
- 逸失した利益、ビジネス、収益、信用、節約すべかりし費用。 C.
- お客様に対する第三者からの損害賠償請求。

## 第3章-保証情報

#### BladeCenter S Types 7779 および 8886

機械を購入した国	保証期間	保証サービスの種類	サービス・レベル*
世界共通	3 年間	5	1

機械を購入した国 保証期間 保証サービスの種類 サービス・レベル\*

\* 保証サービスの種類およびサービスのレベルについては、「保証サービスの種類」および 「サービス・レベル」の項を参照してください。なお、日本国内の「サービス・レベル」に ついては、システム・ガイド等でご確認ください。

保証サービスのスケジューリングは、1) お客様のサービス要求を受け付けた日時、 2) 対象の機械のテクノロジーと冗長性、および 3) 部品の在庫、によって決定され ます。国や地域に固有の情報については、IBM 担当員、従契約者、または IBM の サービスを代行する IBM ビジネス・パートナーにお問い合わせください。

#### 保証サービスの種類

タイプ 1 - カスタマー交換可能ユニット (CRU: Customer Replaceable Unit) サー IBM はお客様がご自身で導入できるように交換用 CRU をお客様に出荷し ます。CRU についての情報および交換手順のご案内は機械と一緒に出荷さ れます。また、お客様はこれらをいつでも IBM に要求し、入手することが できます。 CRU は、Tier 1 CRU (お客様導入が必須) または Tier 2 CRU (お客様導入はオプション) のいずれかに指定されます。IBM が Tier 1 と 指定する CRU の導入はお客様ご自身の責任で行うものとします。お客様の 要請により IBM が Tier 1 CRU の導入を行った場合は、その料金を請求さ せていただきます。 IBM が Tier 2 と指定する CRU はお客様ご自身で導 入することができますが、対象の機械に関して指定された保証サービスの種 類に基づき、追加料金なしで IBM に導入を要求することもできます。 IBM は、取り外した(故障した) CRU を IBM に返却する必要があるかど うかを交換用 CRU に同梱される資料に指定するものとします。返却が必要 な場合は、1) 返却の指示および返送用梱包材が交換用 CRU と一緒に出荷 され、2) お客様が、故障した CRU を交換用 CRU の受領から 15 日以内 に返却しない場合、IBM は交換用 CRU の代金を請求させていただく場合 があります。

#### タイプ 5 - CRU +オンサイト・サービス

IBM の判断により、お客様に CRU サービスを提供するか、または IBM あるいは IBM ビジネス・パートナーがお客様の機械設置場所で機械の修理 を行い、機械の動作を検証します。お客様は、IBM 機械の分解および再組 み立てを行うことができる適切な作業場を提供する必要があります。作業場 は、清潔で明るく、分解および再組み立てに適した場所でなければなりませ  $h_{\circ}$ 

#### タイプ 6 - CRU +クーリエ・サービス

IBM の判断により、お客様に CRU サービスを提供するか、または IBM が手配した引き取りサービスのためにお客様が故障した機械を取り外しま す。 IBM は、IBM が指定するサービス・センターにお客様が機械を返送 するための輸送用コンテナーを提供します。宅配便業者が機械を回収し、指 定されたサービス・センターに配送します。修理または交換後、IBM は、 お客様の機械設置場所に機械を返送する手配をします。交換用機械の取り付 けおよび動作の検証は、お客様の責任で行うものとします。

#### タイプ 7 - CRU +持ち込みまたは郵送サービス

IBM の判断により、お客様に CRU サービスを提供するか、または IBM が指定する方法で (別途 IBM が定める場合を除き、送料前払いで) お客様 が適切に梱包した故障した機械を IBM が指定する場所に配送または郵送します。IBM は、機械を修理または交換した後、お客様が回収できるようにします。郵送サービスの場合、IBM は、別途 IBM が定める場合を除き、IBM の費用負担で機械をお客様に返送します。交換用機械の取り付けおよび動作の検証は、お客様の責任で行うものとします。

#### タイプ 8 - CRU と機械交換サービス

IBM の判断により、お客様に特定の CRU サービスを提供するか、または IBM がお客様先へ交換用機械を出荷します。お客様は交換用機械が入っていた輸送用コンテナーに故障機械を梱包し、故障機械を IBM へ返送するものとします。交換用機械の送付および故障機械の返却の送料は、IBM が負担します。お客様が、交換用機械の受領から 15 日以内に故障機械を返却しない場合、IBM は交換用機械の代金を請求させていただく場合があります。返送された機械の取り付けおよび動作の検証は、お客様の責任となります。

#### 保証サービスのレベル

下記に記載する保証サービスのレベルは、目標応答時間で設定されますが、保証されるものではありません。指定された保証サービスのレベルは、世界中のすべての地域で利用可能であるとは限りません。(お客様の地域で実際に提供されるサービスのレベルにつきましては別途ご確認ください。) IBM の通常のサービス地域以外では追加料金がかかる場合があります。応答時間は、現地の標準営業日および勤務時間によって決まります。別段の定めがない限り、すべての応答は、お客様が問題判別のために IBM に問い合わせたときから、IBM が遠隔で問題を解決したときか、実施するサービスのスケジュールを設定したときまでを計測します。SBD (Same Business Day) 保証サービスは、現地の標準営業日および勤務時間に基づき提供されます。NBD (Next Business Day) 保証サービスは、翌営業日の商習慣上妥当な時間に提供されます。

IBM は、お客様に、利用可能な遠隔支援技術を使用することをお勧めしています。問題の直接報告、遠隔問題判別および解決のために利用可能な遠隔接続ツールまたは機器が導入もしくは使用されていない場合、資源要件の問題から結果的にサービス・レベルの応答時間が延びる場合があります。

- 1. NBD (Next Business Day) (9 時間 X 週 5 日)
- 2. SBD (Same Business Day) (9 時間 X 週 5 日)
- 3. SD (Same Day) (24 時間 X 週 7 日)

#### IBM 連絡先情報

カナダまたは米国では、1-800-IBM-SERV (または 1-800-426-7378) に電話してください。 EU 諸国、アジア太平洋諸国、およびラテンアメリカ諸国の IBM の場合、それぞれの国の IBM にお問い合わせいただくか、または次の IBM インターネット Web サイトにある IBM Directory of Worldwide Contacts をご覧ください。 http://www.ibm.com/planetwide/.

## 特記事項

本書は米国 IBM が提供する製品およびサービスについて作成したものであり、本書に記載の製品、サービス、または機能が日本においては提供されていない場合があります。日本で利用可能な製品、サービス、および機能については、日本 IBM の営業担当員にお尋ねください。本書で IBM 製品、プログラム、またはサービスに言及していても、その IBM 製品、プログラム、またはサービスのみが使用可能であることを意味するものではありません。これらに代えて、IBM の知的所有権を侵害することのない、機能的に同等の製品、プログラム、またはサービスを使用することができます。ただし、IBM 以外の製品とプログラムの操作またはサービスの評価および検証は、お客様の責任で行っていただきます。

IBM は、本書に記載されている内容に関して特許権 (特許出願中のものを含む) を保有している場合があります。本書の提供は、お客様にこれらの特許権について実施権を許諾することを意味するものではありません。実施権についてのお問い合わせは、書面にて下記宛先にお送りください。

#### 〒106-8711

東京都港区六本木 3-2-12 日本アイ・ビー・エム株式会社 法務・知的財産 知的財産権ライセンス渉外

IBM およびその直接または間接の子会社は、本書を特定物として現存するままの状態で提供し、商品性の保証、特定目的適合性の保証および法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示もしくは黙示の保証責任を負わないものとします。国または地域によっては、法律の強行規定により、保証責任の制限が禁じられる場合、強行規定の制限を受けるものとします。

この情報には、技術的に不適切な記述や誤植を含む場合があります。本書は定期的に見直され、必要な変更は本書の次版に組み込まれます。 IBM は予告なしに、随時、この文書に記載されている製品またはプログラムに対して、改良または変更を行うことがあります。

本書において IBM 以外の Web サイトに言及している場合がありますが、便宜のため記載しただけであり、決してそれらの Web サイトを推奨するものではありません。それらの Web サイトにある資料は、この IBM 製品の資料の一部ではありません。それらの Web サイトは、お客様の責任でご使用ください。

IBM は、お客様が提供するいかなる情報も、お客様に対してなんら義務も負うことのない、自ら適切と信ずる方法で、使用もしくは配布することができるものとします。

#### 商標

IBM、IBM ロゴ、および ibm.com は、International Business Machines Corporation の米国およびその他の国における商標です。これらおよび他の IBM 商標に、この情報の最初に現れる個所で商標表示 ( $^{8}$  または  $^{\text{M}}$ ) が付されている場合、これらの表示は、この情報が公開された時点で、米国において、IBM が所有する登録商標またはコモン・ロー上の商標であることを示しています。このような商標は、その他の国においても登録商標またはコモン・ロー上の商標である可能性があります。

現時点での IBM の商標リストについては、http://www.ibm.com/legal/copytrade.shtmlの「Copyright and trademark information」をご覧ください。

Adobe および PostScript は、Adobe Systems Incorporated の米国およびその他の国における登録商標です。

Cell Broadband Engine は、米国およびその他の国における Sony Computer Entertainment, Inc. の商標であり、同社の許諾を受けて使用しています。

Intel、Intel Xeon、Itanium、および Pentium は、Intel Corporation またはその関連企業の米国およびその他の国における商標または登録商標です。

Java およびすべての Java 関連の商標およびロゴは Sun Microsystems, Inc.の米国およびその他の国における商標です。

Linux は、Linus Torvalds の米国およびその他の国における商標です。

Microsoft、Windows、Windows NT および Windows ロゴは、Microsoft Corporation の米国およびその他の国における商標です。

UNIX は、The Open Group の米国およびその他の国における登録商標です。

他の会社名、製品名およびサービス名等はそれぞれ各社の商標です。

## 重要事項

プロセッサーの速度とは、マイクロプロセッサーの内蔵クロックの速度を意味しますが、他の要因もアプリケーション・パフォーマンスに影響します。

CD または DVD ドライブ・スピードは、変わる可能性のある読み取り速度です。 実際の速度は記載された速度と異なる場合があり、最大可能な速度よりも遅いこと があります。

主記憶装置、実記憶域と仮想記憶域、またはチャネル転送量を表す場合、KB は約 1024 バイト、MB は約 1•048•576 バイト、GB は 1•073•741•824 バイトを意味します。

ハードディスクの容量、または通信ボリュームを表すとき、MB は 1•000•000 バイトを意味し、GB は 1•000•000 バイトを意味します。ユーザーがアクセス可能な総容量は、オペレーティング環境によって異なります。

内蔵ハードディスクの最大容量は、IBM から入手可能な現在サポートされている最大のドライブを標準ハードディスクの代わりに使用し、すべてのハードディスク・ベイに取り付けることを想定しています。

最大メモリーは標準メモリーをオプション・メモリー・モジュールと取り替える必要があります。

IBM は、ServerProven® に登録されている他社製品およびサービスに関して、商品性、および特定目的適合性に関する黙示的な保証も含め、一切の保証責任を負いません。これらの製品は、第三者によってのみ提供および保証されます。

IBM は、他社製品に関して一切の保証責任を負いません。他社製品のサポートがある場合は、IBM ではなく第三者によって提供されます。

いくつかのソフトウェアは、その小売り版 (利用可能である場合) とは異なる場合があり、ユーザー・マニュアルまたはすべてのプログラム機能が含まれていない場合があります。

## IBM.

部品番号: 49Y9653

Printed in China

古紙配合率 70% 以上の再生紙を使用しています。

(1P) P/N: 49Y9653



**日本アイ・ビー・エム株式会社** 〒106-8711 東京都港区六本木3-2-12